

2019年7月22日

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷明弘）では2019年7月3日（水）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく厚生労働大臣の認定を受けましたのでお知らせいたします。

女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定および策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度（えるぼし認定制度）が創設されています。

認定は評価項目を満たす項目数に応じて3段階設定されており、当行は2段階目の認定を受けました。

当行は、女性の活躍を推進することで多様性のある組織を作り競争力を高め、持続的成長を実現すること、そして全職員が“生き生き”と働ける職場を作ることを目指し、女性活躍推進プログラム「<あきぎん>女性“生き生き”応援プログラム」（2015年4月～2020年3月）に取り組んでおります。

このプログラムに基づき、女性の管理職登用につながるキャリアアップ支援、女性の継続就労支援のほか、女性活躍に向けた意識・風土の変革を進めています。

今後も同プログラムを推進することで、これまで以上に男女が共に働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

（以 上）